

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

第1事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

準備書面(2)

(第2事件訴状についての第2事件被告の主張)

令和6年7月9日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人	市原麻衣
	鈴木吉憲
	杉山勇
	原裕
	吉井里菜
	今野治
	伊丹俊剛

松	井	晶	千
保	坂	啓	介
橋	本	和	大
丸	山	莉	穂
柳	澤	泰	洋
仲	地	太	陽
永	原	早	純
河	北	浩	之
渭	原	祥	介



第1 第2事件各処分取消請求について	14
1 行政機関保有個人情報開示請求訴訟における審理及び司法審査の在り方等	14
(1) 保有個人情報の意義等	14
(2) 行政機関個人情報保護法における保有個人情報の開示・不開示の枠組み等	14
(3) 行政機関保有個人情報開示請求訴訟における審理及び司法審査の在り方	15
(4) 行政機関個人情報保護法14条7号の意義、判断枠組み等	16
(5) 保有個人情報が記録された行政文書の保有の主張立証責任	20
2 保有個人情報開示請求に係る権限の所在、審査基準に関する法令の定め	20
(1) 保有個人情報開示請求に係る判断権限の所在(委任規定)について	20
(2) 保有個人情報開示請求に関する各審査基準について	23
3 第2事件に係る各開示状況	29
(1) 内閣官房(内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補)による各処分(本件処分13ないし30。いずれも不存在)	29
(2) 内閣府大臣官房長による第2事件各変更決定(本件処分31ないし36。一部不開示)	30
4 内閣府大臣官房長による第2事件各変更決定(本件処分31ないし36)の適法性について	31
(1) 本件処分31ないし36の各不開示部分のうち第2事件の取消請求の対象とされている部分(以下「第2事件各不開示部分」という。)は、いずれも行政機関個人情報保護法14条7号二に該当すること	31
(2) 第2事件不開示部分①ないし③は行政機関個人情報保護法14条7号二の	

不開示情報に該当しない旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと	…33
5 内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし18)、内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし24)及び内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし30)の適法性について	…35
(1) 内閣総務官及び内閣官房副長官補は第2事件原告らに係る保有個人情報記録された行政文書を作成又は取得していないこと(物理的不存在)	…35
(2) 内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書を作成又は取得していないこと	…37
(3) 内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補が第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を保有しているとの第2事件原告らの主張には理由がないこと	…39
(4) まとめ	…45
6 理由付記の不備の違法をいう第2事件原告らの主張は理由がないこと	…45
第2 第2事件原告らの各損害賠償請求について	—46
1 国賠法上の違法の意義	…46
2 第2事件原告らの主位的請求は、職務上の法的義務違反がなく理由がないこと	…47
3 第2事件原告らの予備的請求は、職務上の法的義務違反がなく理由がないこと	…48
4 小括	…49
第3 結語	—49

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。

なお、あえて略語を用いない場合もある。

第1事件	東京地方裁判所令和6年(行ウ)第62号 行政文書 不開示処分取消等請求事件
第2事件	東京地方裁判所令和6年(行ウ)第63号 保有個人 情報不開示処分取消等請求事件
本件各訴訟	第1事件及び第2事件
第1事件原告ら	第1事件の原告ら
第2事件原告ら	第2事件の原告ら
原告ら	第1事件原告ら及び第2事件原告ら
被告ら	第1事件被告及び第2事件被告
本件各取消請求	第1事件の請求の趣旨1項ないし11項の各(1)に 係る請求、及び、第2事件の請求の趣旨1項ないし6 項の各(1)に係る請求をいい、特に第1事件に係るも のを指す場合は「第1事件に係る本件各取消請求」な どという。
本件各義務付けの訴え	第1事件に係る訴えのうち請求の趣旨1項ないし1 1項の各(2)に係る部分、及び、第2事件に係る訴え のうち請求の趣旨1項ないし6項の各(2)に係る部分 をいい、特に第1事件に係るものを指す場合は「第1 事件に係る本件各義務付けの訴え」などという。
行訴法	行政事件訴訟法
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
行政機関個人情報保護法	令和3年法律第37号による廃止前の行政機関の保

有する個人情報の保護に関する法律

本件処分 1

内閣官房内閣総務官が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 6 月 22 日付けでした閣総第 583 号の行政文書不開示決定(甲 A 1)

本件処分 2

内閣官房内閣総務官が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 6 月 22 日付けでした閣総第 584 号の行政文書不開示決定(甲 A 2)

本件処分 3

内閣官房内閣総務官が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 6 月 22 日付けでした閣総第 585 号の行政文書不開示決定(甲 A 3)

本件処分 4

内閣官房副長官補が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 5 月 24 日付けでした閣副第 790 号の行政文書不開示決定(甲 A 4)

本件処分 5

内閣官房副長官補が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 5 月 24 日付けでした閣副第 791 号の行政文書不開示決定(甲 A 5)

本件処分 6

内閣官房副長官補が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 5 月 24 日付けでした閣副第 792 号の行政文書不開示決定(甲 A 6)

本件処分 7

内閣府大臣官房長が第 1 事件原告らに対して令和 3 年 6 月 21 日付けでした府人第 727 号-1 の行政文書開示決定(甲 A 7)及び令和 5 年 8 月 25 日付けでした府人第 1041 号の行政文書開示変更決定(甲 A 5 2)

本件処分 8

内閣府大臣官房長が第 1 事件原告らに対して令和 3

年6月21日付けでした府人第727号-2の行政文書開示決定(甲A8)及び令和5年8月25日付けでした府人第1042号の行政文書開示変更決定(甲A53)

本件処分9

内閣府大臣官房長が第1事件原告らに対して令和3年6月21日付けでした府人第728号の行政文書不開示決定(甲A9)

本件処分10

日本学術会議事務局長が第1事件原告らに対して令和3年6月21日付けでした府日学第972号-1の行政文書不開示決定(甲A10)及び令和5年8月25日付けでした府日第1300号-1の行政文書開示変更決定(甲A54)

本件処分11

日本学術会議事務局長が第1事件原告らに対して令和3年6月21日付けでした府日学第972号-2の行政文書不開示決定(甲A11)

本件処分12

日本学術会議事務局長が第1事件原告らに対して令和5年8月25日付けでした府日第1300号-2の行政文書開示変更決定(甲A55)

第1事件各処分

本件処分1ないし本件処分12

対象文書1(1)

第1事件訴状対象文書目録1(1)記載の各文書

対象文書1(2)

第1事件訴状対象文書目録1(2)記載の各文書

対象文書2

第1事件訴状対象文書目録2記載の文書

対象文書3

第1事件訴状対象文書目録3記載の文書

本件処分13

内閣官房内閣総務官が第2事件原告宇野重規に対して令和3年6月22日付けでした閣総第581号の保

- 有個人情報不開示決定(甲B29)
- 本件処分14 内閣官房内閣総務官が第2事件原告芦名定道に対して令和3年6月23日付けでした閣総第592号の保有個人情報不開示決定(甲B30)
- 本件処分15 内閣官房内閣総務官が第2事件原告岡田正則に対して令和3年6月23日付けでした閣総第593号の保有個人情報不開示決定(甲B1)
- 本件処分16 内閣官房内閣総務官が第2事件原告加藤陽子に対して令和3年6月23日付けでした閣総第594号の保有個人情報不開示決定(甲B31)
- 本件処分17 内閣官房内閣総務官が第2事件原告小澤隆一に対して令和3年6月23日付けでした閣総第595号の保有個人情報不開示決定(甲B32)
- 本件処分18 内閣官房内閣総務官が第2事件原告松宮孝明に対して令和3年6月23日付けでした閣総第596号の保有個人情報不開示決定(甲B33)
- 本件処分19 内閣情報官が第2事件原告宇野重規に対して令和3年5月21日付けでした閣情第491号の保有個人情報不開示決定(甲B34)
- 本件処分20 内閣情報官が第2事件原告芦名定道に対して令和3年5月21日付けでした閣情第492号の保有個人情報不開示決定(甲B35)
- 本件処分21 内閣情報官が第2事件原告岡田正則に対して令和3年5月21日付けでした閣情第493号の保有個人情報不開示決定(甲B2)

- 本件処分 2 2 内閣情報官が第 2 事件原告加藤陽子に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣情第 4 9 4 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 3 6)
- 本件処分 2 3 内閣情報官が第 2 事件原告小澤隆一に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣情第 4 9 5 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 3 7)
- 本件処分 2 4 内閣情報官が第 2 事件原告松宮孝明に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣情第 4 9 6 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 3 8)
- 本件処分 2 5 内閣官房副長官補が第 2 事件原告岡田正則に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣副第 7 7 7 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 3)
- 本件処分 2 6 内閣官房副長官補が第 2 事件原告加藤陽子に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣副第 7 7 8 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 3 9)
- 本件処分 2 7 内閣官房副長官補が第 2 事件原告小澤隆一に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣副第 7 7 9 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 4 0)
- 本件処分 2 8 内閣官房副長官補が第 2 事件原告松宮孝明に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣副第 7 8 0 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 4 1)
- 本件処分 2 9 内閣官房副長官補が第 2 事件原告芦名定道に対して令和 3 年 5 月 2 1 日付けでした閣副第 7 8 1 号の保有個人情報不開示決定(甲 B 4 2)
- 本件処分 3 0 内閣官房副長官補が第 2 事件原告宇野重規に対して

令和3年5月21日付けでした閣副第782号の保有
個人情報不開示決定(甲B43)

本件処分31

内閣府大臣官房長が第2事件原告宇野重規に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1043号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B44)

本件処分32

内閣府大臣官房長が第2事件原告芦名定道に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1044号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B45)

本件処分33

内閣府大臣官房長が第2事件原告岡田正則に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1045号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B14)

本件処分34

内閣府大臣官房長が第2事件原告加藤陽子に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1046号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B46)

本件処分35

内閣府大臣官房長が第2事件原告小澤隆一に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1047号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B47)

本件処分36

内閣府大臣官房長が第2事件原告松宮孝明に対して
令和5年8月25日付けでした府人第1048号の保
有個人情報不開示決定の変更決定(甲B48)

第2事件各処分

本件処分13ないし本件処分36

本件各処分

原告らが取消しを求める各処分をいい、特に第1事
件に係るものを指す場合には、「第1事件に係る本件
各処分」などという。

各国家賠償請求

第1事件の請求の趣旨12項、及び第2事件に係る

請求の趣旨7項に係る請求をいい、特に第1事件に係るものを指す場合は「第1事件に係る本件各国家賠償請求」などという。

行政文書管理ガイドライン 行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)

第1事件各開示請求 第1事件原告らが、令和3年4月26日付けで、情報公開法3条に基づき、内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、及び内閣府日本学術会議事務局長に対してした、各情報公開請求

第1事件各原処分 内閣官房内閣総務官が令和3年6月22日付けでした閣総第583号ないし閣総第585号の各行政文書不開示決定、内閣官房副長官補が令和3年5月24日付けでした閣副第790号ないし792号の各行政文書不開示決定、内閣府大臣官房長が令和3年6月21日付けでした府人第727号-1及び2、同第728号の各行政文書不開示決定、並びに日本学術会議事務局長が令和3年6月21日付けでした府日学第972号-1ないし3の各行政文書不開示決定

第1事件各審査請求 第1事件原告らが、令和3年8月20日付けでした、第1事件各原処分に対する各審査請求

第1事件各変更決定 内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長が、令和5年8月25日付けで、第1事件原告らに対してした、各行政文書開示変更決定

情報審査会 情報公開・個人情報保護審査会

第2事件各開示請求 第2事件原告らが、令和3年4月26日付け(ただ

し第2事件原告宇野重規については同月21日又は23日付け)で、行政機関個人情報保護法12条に基づき、内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長に対してした、各保有個人情報開示請求

第2事件各原処分

第2事件訴状別紙不開示処分目録1ないし3の各処分

第2事件各審査請求

第2事件原告らが、令和3年8月20日付けでした、第2事件各原処分に対する各審査請求

第2事件各変更決定

第2事件訴状別紙不開示処分目録4の各処分

令和2年改選

令和2年(2020年)10月に行われた、第25期及び26期に係る内閣府日本学術会議会員の改選

第1事件各開示文書

内閣府大臣官房長が開示した、甲A第56号証ないし61号証及び甲A第66ないし70号証、並びに日本学術会議事務局長が開示した、甲A第62ないし65号証及び甲A第71ないし75号証の各文書

第1事件各不開示部分

第1事件訴状別紙不開示部分目録1ないし3の各不開示部分

公文書管理法

公文書等の管理に関する法律

各処分庁

本件各処分を行った行政庁をいい、特に第1事件に係るものを指す場合は「第1事件に係る各処分庁」などという。

内閣官房文書管理規則

内閣官房行政文書管理規則

内閣府文書管理規則

内閣府本府行政文書管理規則

国賠法

国家賠償法

第2事件各開示文書

第2事件各開示請求を受けて、内閣府大臣官房長が
開示した甲B第15ないし25号証の各文書

被告準備書面(1)

被告らの令和6年7月9日付け準備書面(1)

第2事件被告は、本書面において、第2事件訴状における第2事件原告らの主張に対する、第2事件被告の主張を明らかにする。

第1 第2事件各処分取消請求について

1 行政機関保有個人情報開示請求訴訟における審理及び司法審査の在り方等

(1) 保有個人情報の意義等

個人情報とは、生存する個人に関する情報であり(行政機関個人情報保護法2条2項)、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(同項1号)あるいは個人識別符号が含まれるもの(同項2号)をいう。そして、保有個人情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう(同条5項)。

行政機関が保有する個人情報については、利用目的以外の利用・提供が原則禁止されている(同法8条1項)。

(2) 行政機関個人情報保護法における保有個人情報の開示・不開示の枠組み等

行政機関個人情報保護法12条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」旨規定している。

そして、同法14条柱書きは、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、保有個人情報の開示義務を定めるとともに、同条各号に掲げる不開示情報が含まれている保有個人情報を開示すべき対象から除外している。

保有個人情報の開示請求制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、行政機関個人情報保護法は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある(総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所編「行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)」78ページ。乙B1)。このように、行政機関個人情報保護法は、同法14条各号に掲げる不開示情報が含まれている保有個人情報については、当該保有個人情報が開示されることによる利益よりも、開示されないことによる利益の方が要保護性が大きいとして、開示されないことによる利益を保護すべきものと位置づけている。

(3) 行政機関保有個人情報開示請求訴訟における審理及び司法審査の在り方

行政機関保有個人情報開示請求訴訟における審理及び司法審査の在り方についても、被告準備書面(1)第1の3(2)(35ないし41ページ)で述べた情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方と同様に、法制度上及び事柄の性質上、通常ของการ訴訟と異なる特質がある。

すなわち、行政機関保有個人情報開示請求訴訟において採用されるべき審理、判断の手法は、当該行政文書に典型的にいかなる情報が記録されているかという前提事実につき、経験則に基づき、当該行政文書の不開示部分にどのような情報が記載されているか、あるいは、それを公開した場合に、一般的にはどのような支障が生じ得るかを認定及び判断するというものであり、これらの認定及び判断は、必ずしも具体的な証拠や具体的な事実に基づいてされるのでなければならないものではない。

したがって、行政機関保有個人情報開示請求訴訟においては、当該不開示

決定に係る行政文書に記録された具体的な情報の内容が明らかにされてはならないだけでなく、それが公にされた場合に生じる支障の蓋然性は、それ自体が証拠に基づいて直接的具体的に証明されることまでは要求されていないと解すべきである。

そして、被告が不開示情報に該当するとする情報の類型的な性質を明らかにすることなどにより、そのような情報が公にされた場合、経験則上、支障が生ずるおそれがあることを判断することが可能な程度に主張立証すれば、不開示情報該当性は肯定されるべきである。

(4) 行政機関個人情報保護法 14 条 7 号の意義、判断枠組み等

ア 行政機関個人情報保護法 14 条 7 号の意義等

行政機関個人情報保護法 14 条 7 号柱書きは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次(引用者注：同号イないしホ)に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

その趣旨は、国の機関が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由があるといえることにある。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、行政機関個人情報保護法 14 条 7 号は、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定

されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

イ 行政機関個人情報保護法14条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断枠組み

(7) 行政機関個人情報保護法14条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある(前掲「行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)」96及び97ページ。乙B1) 一方で、行政機関としては当該行政文書の内容自体を立証することはできないのであるから、当該「おそれ」があるか否かの判断に当たり、高度な蓋然性があることまでは要求されないものと解すべきである(高松高裁平成17年1月25日判決・判例タイムズ1214号184ページ参照。なお、同判決は情報公開法5条6号の「おそれ」の程度に関して判断したものであるが、行政機関個人情報保護法における不開示情報は、基本的に情報公開法の開示情報の構成に準拠していること(前掲「行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)」97ページ。乙B1)からすれば、同判決の判示は行政機関個人情報保護法14条7号所定の「おそれ」の程度の解釈に際しても参考とされるべきものである。)

また、行政機関個人情報保護法14条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無という将来の予測に係る事由の判断については、問題の情報を開示することによって、国の事務等の適正な遂行にいかなる影響がどの程度及ぶのかを判断する必要がある。かかる判断は、それまでに蓄積された行政運営上の経験の上に立って初めての的確にすること

ができる場合が多く、また、それぞれに関連する行政事務等の実態や全容等を把握しないままでは、的確に前記の予測をすることは不可能である。行政機関個人情報保護法が保有個人情報の開示請求について、国民等に給付請求権を付与するのではなく、申請権としての開示請求権を付与して、行政庁に応答としての開示又は不開示の決定をさせることとしたこと、言い換えると、開示の拒否に関する法制度に行政庁の第一次的判断権を介在させるという仕組みを採用しているのも、前記の趣旨に基づくものと考えられる。

これらの事情に鑑みると、行政機関個人情報保護法14条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との要件については、行政機関の長に広範な要件裁量を付与したとまではいえないとしても、開示実施の任に当たる行政機関の長に一定の幅のある判断をさせることを許容しているというべきである。

- (イ) この点、最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決(民集48巻1号53ページ)は、大阪府知事の交際費に係る公文書の不開示処分取消請求について、当該公文書が「府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい影響を及ぼすおそれのあるもの」(大阪府公文書公開等条例8条4号)、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」(同条5号)に該当し得ることを肯定した。そして、同判決に関しては、同条例8条4号及び5号の定める「著しい支障を及ぼすおそれ」

の判断については、「該当性の有無は機械的に決まるものではなく、多かれ少なかれ判断的な要素を含むものである。当該情報を公開することによって、事務の執行にどのような影響が及ぶかは、行政事務の全容を把握した上でないと的確な判断ができない場面があり、また、過去の行政事務の運営の経験を土台にした判断、予測が必要とされる場面もあろう。したがって、この判断については、行政機関の要件裁量が一定程度認められるべきものであろう。そして、裁判所においては、当該判断の適否については、裁判所が独自に実施機関と同じ立場に立って判断をやり直すのではなく、「おそれ」があるとした行政機関の判断を前提として、その判断が合理的なものといえるかどうかを審理判断することで足りるというべきであろう。」との解説がされている(千葉勝美・最高裁判所判例解説民事篇平成6年度71及び72ページ)。

このような理解からすれば、行政機関個人情報保護法14条7号所定の不開示事由の判断について前記アのように解することは、情報公開条例に関する前記最高裁判例のよって立つところとも平仄が合うといえる。

- (ウ) 以上によれば、行政機関個人情報保護法14条7号所定の不開示事由における将来の予測を内容とする要件である「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件該当性の判断については、少なくとも、行政機関の長に一定の幅のある判断が許容されていると解し得るものであり、そのような幅を逸脱する判断がされた場合に限り、当該「おそれ」の要件該当性が否定され、当該不開示処分が違法性を帯びるとの判断手法を採用するのが相当というべきである。そして、当該「おそれ」の有無の判断に際しては、不開示部分に記載されていると典型的に判断される事項を前提として、これを開示した場合、一般的にどのような支障が生じ得るか

を経験則に基づいて判断・認定するという判断手法が採用されるべきである。

(5) 保有個人情報記録された行政文書の保有の主張立証責任

行政機関個人情報保護法12条が規定する開示請求権の対象となる保有個人情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る(行政機関個人情報保護法2条5項)。

すなわち、行政機関において開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を保有していることは、行政機関個人情報保護法に規定するところから従って保有個人情報の開示がされる前提であるということが出来るから、同法12条の規定に基づく開示請求に対して行政機関が当該開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を保有していないことを理由としてした当該保有個人情報開示しない旨の決定の取消しを求める訴訟においては、当該決定の取消しを求める原告が、当該決定がされた時点において行政機関が当該保有個人情報記録された行政文書を保有していたことを証明すべきものと解するのが相当である。

そして、過去の特定の時点において、行政機関が当該行政文書を保有していたことが認められた場合には、被告において、その後に当該行政文書が廃棄されたこと等の事実を主張立証することになると解される(東京地裁平成23年12月16日判決・乙B2(12ページ・ア))。

2 保有個人情報開示請求に係る権限の所在、審査基準に関する法令の定め

(1) 保有個人情報開示請求に係る判断権限の所在(委任規定)について

ア 行政機関個人情報保護法12条は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする

保有個人情報の開示を請求することができる。」旨規定している。

もともと、行政機関個人情報保護法46条は、「行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第2章から前章まで(第10条及び第4章第4節を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。」旨規定し、令和3年政令第292号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)26条1項は、「行政機関の長(第6条に規定する者を除く。)は、法第2章から第4章の2まで(法第10条及び法第4章第4節を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第17条若しくは第53条の官房、局若しくは部の長、(中略)同法第40条若しくは第56条(括弧内略)の特別の機関若しくはその事務局の長、(中略)に委任することができる。」(下線は引用者。)旨規定している。

イ そして、内閣官房の保有する個人情報の開示に係る権限又は事務の一部については、前記アの各規定^{*1}に基づき、平成17年3月15日付け「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第46条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部につ

*1 本件当時の施行令は前記アのとおりであり、乙B第3及び4号証で引用されている条文が「第22条第1項」とあるのは、施行令改正に伴う条文ずれによるものである。

いて委任した件」(ただし、第2事件各開示請求の日(令和3年5月)当時のもの。乙B3)により、以下のとおり委任されている。

1 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第4章第1節から第3節までに定める権限又は事務のうち別表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任する。

2 内閣総理大臣の所掌に係る法第4章第1節から第3節までに定める権限又は事務のうち開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料徴収に係るものについては、内閣総務官室において処理する。

3 略

別表

内閣総務官室	内閣総務官
(略)	(略)
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
(略)	(略)
内閣情報調査室	内閣情報官
(略)	(略)

ウ また、内閣府本府の保有する個人情報の開示に係る権限又は事務の一部については、前記アの各規定に基づき、平成17年3月29日付け内閣府告示第31号(ただし、第2事件各開示請求の日(令和3年5月)当時のも

の。乙B4)により、以下のとおり委任されている。

1 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

(1) 内閣総理大臣の所掌に係る法第4章第1節から第3節までに定める権限又は事務のうち別表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

(2) 略

2 内閣総理大臣の所掌に係る法第4章第1節から第3節までに定める権限又は事務(沖縄総合事務局の所掌に係るものを除く。)のうち開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものについては、内閣府大臣官房総務課において処理する。

3 略

別表

大臣官房	大臣官房長
(略)	(略)
日本学術会議事務局	日本学術会議事務局長
(略)	(略)

(2) 保有個人情報開示請求に関する各審査基準について

行政機関個人情報保護法に基づき行政機関の長(前記のとおり権限又は事務の委任を受けた場合を含む。)が行う処分については、行政手続法5条1項の規定に基づき、以下の各審査基準が定められている。

ア 内閣官房における行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準

内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる(内閣法25条6項)ところ、行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準としては、平成17年3月23日付け内閣総理大臣決定「内閣官房における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(ただし、第2事件各開示請求の日(令和3年5月)当時のもの。以下「内閣官房個人情報保護審査基準」という。乙B5)が定められている。同審査基準のうち、本件に係る部分の概要は、以下のとおりである。

(7) 開示決定等の審査基準(乙B5・第1の1、2)

a 開示する旨の決定(行政機関個人情報保護法18条1項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(a) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

(以下略)

b 開示しない旨の決定(行政機関個人情報保護法18条2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(a) 開示請求に係る保有個人情報を、内閣官房(行政機関個人情報保護法46条の規定により、その長が権限又は事務の委任を受けた部局又は機関にあっては、当該部局又は機関)において保有していない場合

(以下略)

(イ) 保有個人情報(行政機関個人情報保護法2条5項)該当性に関する審査
基準(乙B5・第2)

- a 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- b 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。
- c 「行政機関が保有している」とは、情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する情報を有している)状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- d 保有個人情報は行政文書(情報公開法2条2項に規定する行政文書をいう。)に記録されているものに限られ、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法では、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いていることから、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。

(ウ) 不開示情報該当性の判断基準(乙B5・第3の6)

- a 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(行政機関個

個人情報保護法14条7号柱書き)

(a) 「次に掲げるおそれ」として行政機関個人情報保護法14条7号イからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障である。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(b) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。行政機関個人情報保護法14条7号の規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

b 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を

及ぼすおそれ」(行政機関個人情報保護法14条7号二)

国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

(I) 部分開示(行政機関個人情報保護法15条1項)に関する判断基準(乙B5・第4)

a 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

行政機関個人情報保護法14条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、同法15条1項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

b 「容易に区分して除くことができるとき」

(a) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。

(b) 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当

する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

(c) なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。

既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

c 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

行政機関個人情報保護法15条1項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の行政機関個人情報保護法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない

程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

イ 内閣府における行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準

内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる(内閣府設置法7条6項)ところ、行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準については、平成17年3月28日付け内閣府訓令第5号「内閣府本府における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(ただし、第2事件各開示請求の日(令和3年5月)当時のもの。以下「内閣府個人情報保護審査基準」という。乙B6)が定められている。同審査基準のうち、本件に係る部分の概要は、前記アと同様である(ただし、前記ア(ア) bに相当する規定が、開示請求に係る行政文書を「内閣府本府(行政機関個人情報保護法46条の規定により、その長が権限又は事務の委任を受けた部局又は機関にあっては、当該部局又は機関)」において保有していない場合(乙B6・第1の2)とされている。)

3 第2事件に係る各開示状況

(1) 内閣官房(内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補)による各処分(本件処分13ないし30。いずれも不存在)

第2事件原告らは、内閣官房の内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補に対し、それぞれ、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自

己に関して保有している一切の文書」について、各開示請求をした。

これに対し、内閣官房の内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補は、それぞれ「開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。(不存在)」、「開示請求のあった保有個人情報を保有していないことから不開示とした」などの理由を記載した各保有個人情報不開示決定をした(甲B 1ないし3、29ないし43)。

そして、本件処分13ないし30に係る各審査請求がされ、内閣総理大臣は、いずれの処分も妥当とする各裁決をした(原告岡田正則について、答申につき甲B 10、裁決につき甲B 11ないし13)。

(2) 内閣府大臣官房長による第2事件各変更決定(本件処分31ないし36。
一部不開示)

第2事件原告らは、内閣府大臣官房長に対し、それぞれ、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」について、各開示請求をした。

これに対し、内閣府大臣官房長は、存否応答拒否を理由とする各保有個人情報不開示決定をした。

しかし、各審査請求がされ、保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべき旨の情報審査会の各答申を受けて(原告岡田正則につき甲B 26)、内閣総理大臣は、上記各答申と同趣旨の各裁決をした。

内閣府大臣官房長は、各裁決を踏まえて、下記①ないし⑤の各保有個人情報が記録された各行政文書(詳細は被告準備書面(1)第2の2(2)ア記載のとおり。)を部分開示する旨の各変更決定をした(甲B 14、44ないし48)。

記

- ① 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①(甲A 56(変更決定後は甲A 66)と同一の文書。甲B 15は抜粋)

- ② 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
(甲A57(変更決定後は甲A67)と同一の文書。甲B16は抜粋)
- ③ 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
(甲A58(変更決定後は甲A68)と同一の文書。甲B17は抜粋)
- ④ 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録(甲A59(変更決定後は甲A69であり、全部開示)と同一の文書。甲B18)
- ⑤ 日本学術会議会員の任命について(文書番号：府人第1181号)(甲A60(変更決定後は甲A70)と同一の文書。甲B19は抜粋)

4 内閣府大臣官房長による第2事件各変更決定(本件処分31ないし36)の適法性について

(1) 本件処分31ないし36の各不開示部分のうち第2事件の取消請求の対象とされている部分(以下「第2事件各不開示部分」という。)は、いずれも行政機関個人情報保護法14条7号ニに該当すること

ア 内閣府大臣官房長が本件処分31ないし36において不開示とした第2事件各不開示部分は、①「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①」(甲B15)の3枚目の全部(以下「第2事件不開示部分①」という。)、②「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②」(甲B16)の右上部分の一部(「への説明資料」の前後の記載)及び中央部分(縦の長さ約7cm、横の長さ約10cmの四角い黒塗り部分。以下「第2事件不開示部分②」という。)、③「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③」(甲B17)の全部(以下「第2事件不開示部分③」という。)である。

イ 第2事件不開示部分①(甲B15参照)は、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議から取得した文書に基づき作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料の一部であり、甲B

第15号証3枚目の作成方法に係る記録は残されていないが、不開示部分には、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が記載されている。

第2事件不開示部分②(甲B16参照)は、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議から取得した文書に基づき作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料の一部であり、同文書の作成方法に係る記録は残されていないが、右上の不開示部分には、公にしていない会員の任命に係る事務の内容が記載されており、中央の不開示部分には、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・氏名が記載されている。

第2事件不開示部分③(甲B17参照)は、内閣府大臣官房が日本学術会議事務局から取得・作成した、令和2年改選に係る内閣総理大臣の意思決定過程における政府内での説明資料の一部であり、文書の作成方法に係る記録は残されていないが、不開示部分には、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が記載されている。

ウ 前記アのとおり、第2事件不開示部分①がある文書(甲B15)は、甲A第66号証(甲A56参照)と、第2事件不開示部分②がある文書(甲B16)は、甲A第67号証(甲A57参照)と、第2事件不開示部分③(甲B17)は、甲A第68号証(甲A58参照)とそれぞれ同一の文書である。これらの文書が政府内での説明に用いられたものであることは、上記各文書(甲A66ないし68)の1枚目の右上部分の一部に、それぞれ「への説明資料」と記載されていることから明らかである。

このような政府内での説明は、それ自体、公にしていない日本学術会議会員の任命に係る事務の内容に関する記述であって、第2事件不開示部分①ないし③を明らかにすれば、任命に際して、政府内部において、どのよ

うな資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスが明らかになる。そうすると、今後の日本学術会議会員の任命や、それと同種の任命(内閣府大臣官房が所管する、任命権者が内閣総理大臣であって推薦手続のあるもの)等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、説明に際して用いられた資料の具体的内容を把握することにより、より効果的に様々な働き掛けを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な任命行為の確保に支障を生じるおそれがある。

なお、前記3(2)の各裁決(原告岡田正則につき甲B26)は、存否応答拒否を理由とする各不開示決定を取り消したにすぎず、第2事件不開示部分を特定した上で当該部分を開示すべき旨の判断をしたものではない。

したがって、第2事件不開示部分①ないし③は、いずれも国の機関等「が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより」、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものといえるから、行政機関個人情報保護法14条7号柱書き、同号二の不開示情報に該当する。

エ よって、第2事件不開示部分①ないし③を不開示とした内閣府大臣官房長の本件処分31ないし36はいずれも適法である。

(2) 第2事件不開示部分①ないし③は行政機関個人情報保護法14条7号二の不開示情報に該当しない旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと

ア 第2事件原告らに原告らの個人情報を開示することは、個人情報を「公にする」ことにならず、「公正・円滑な任命行為の遂行に支障を生じるおそれ」は生じない旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと

(ア) 第2事件原告らは、本件は個人情報の開示請求であって、第2事件原告らに同原告らの個人情報を開示することは、個人情報を「公にする」

ことにならず、「公正・円滑な任命行為の遂行に支障を生じるおそれ」は生じる余地がない旨主張する(第2事件訴状20ページ)。

(i) しかし、行政機関個人情報保護法の下においても、第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があるものであって、そのために、同法においては、前記1(2)のとおり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量するという考え方が採用されている。

そして、前記(i)ウのとおり、第2事件不開示部分①ないし③については、たとえ本人に対してであっても、当該部分が開示され、政府内部において、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスが明らかになると、今後の日本学術会議会員の任命や、それと同種の任命等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効率的に様々な働き掛けを行うことを可能とすることから、これを開示することにより公正・円滑な任命行為の遂行に支障を生じるおそれがある。このようにして、一たび上記プロセスが明らかになり、特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者により、より効果的にこれらの働き掛けが行われる事態になれば、その影響を事後的に排斥することは困難であるといえ、開示しないことによる公益はなお大きいものといえる。

したがって、第2事件原告らの前記(7)の主張は理由がない。

イ 日本学術会議事務局長が開示した個人情報との均衡を失する旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと

(7) また、第2事件原告らは、第2事件不開示部分①ないし③が開示されないことは、日本学術会議事務局長から甲B第20号証ないし第25号

証が開示されたこととの均衡を失っており、誤りであるとも主張する(第2事件訴状20ページ)。

(イ) しかし、第2事件不開示部分①ないし③の不開示事由該当性は、行政機関個人情報保護法14条7号柱書き、同号二という法の解釈適用の問題である。そして、同号の意義及び判断枠組み等は前記1(4)で述べたとおりであり、第2事件原告らが主張する、他の行政機関による開示決定の存否は、同号所定の要件該当性の判断には関係しないものである。したがって、他の行政機関による開示決定という事実の存否によって、第2事件不開示部分①ないし③の不開示事由該当性が左右されることはないのであって、第2事件原告らの前記(ア)の主張は理由がない。

5 内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし18)、内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし24)及び内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし30)の適法性について

(1) 内閣総務官及び内閣官房副長官補は第2事件原告らに係る保有個人情報記録された行政文書を作成又は取得していないこと(物理的不存在)

ア 内閣総務官及び内閣官房副長官補は第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成していないこと

(ア) 第2事件原告らが開示を求める保有個人情報は、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」であるところ、当該文書の範囲は、第1事件各開示請求に係る対象文書1ないし3と合致するものといえる。

したがって、上記保有個人情報が記録された行政文書の作成、取得及び保存については、被告準備書面(1)第3の3(1)に述べたところが同様に妥当するところ、内閣官房の所掌事務に会員任命事務は含まれないから、内閣官房が公文書管理法4条5号の事項として当該各事務に係る文

書を作成する義務を負うことはなく、これに係る保有個人情報保有することもない。

また、上記各事務に係る文書は、その余の公文書管理法4条各号に掲げる事項にも該当しない。

したがって、内閣総務官及び内閣官房副長官補は、内閣官房文書管理規則6条1項、公文書管理法4条によって、第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報を記録した行政文書を作成する義務を負うことはなく、現に作成していない。

(イ) また、被告準備書面(1)第3の3(1)ア(イ)(72及び73ページ)で述べたとおり、令和2年改選を行うに際し行われた本件総合調整事務は、内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行ったものである(内閣法12条2項4号及び5号)が、そもそも内閣総務官及び内閣官房副長官補は本件総合調整事務(被告準備書面(1)第2の1(3)ウ(7)・56ページ参照)に関与していない。

したがって、内閣総務官及び内閣官房副長官補は、内閣官房文書管理規則6条1項によって、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書を作成する義務を負うことはなく、現に作成していない。

イ 内閣総務官及び内閣官房副長官補は、第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報が記録された行政文書を取得していないこと

前記アのとおり、内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌しておらず、内閣総務官及び内閣官房副長官補は、本件総合調整事務にも関与していない。

したがって、内閣総務官及び内閣官房副長官補は、会員任命事務及び会員推薦事務に関する文書を取得しておらず、そうである以上、内閣総務官

及び内閣官房副長官補は第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報
が記録された行政文書を取得していない。

(2) 内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を記録し
た行政文書を作成又は取得していないこと

ア 内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を記録
した行政文書を作成していないこと

(ア) 公文書管理法4条及び行政文書管理ガイドラインに基づき規定された
内閣官房文書管理規則6条1項は、「公文書管理法第4条の規定に基づ
き(中略)処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成し
なければならない。」と規定している。

そして、公文書管理法4条5号には、文書を作成すべき事項の一つと
して、「職員の人事に関する事項」が挙げられている。

しかし、被告準備書面(1)第3の3(1)のとおり、内閣官房は「国家公
務員の人事行政に関する事務」を所掌するものの、当該所掌事務に会員
任命事務は含まれない。したがって、内閣官房が公文書管理法4条5号
の事項として上記各事務に係る文書を作成する義務を負うことはない。

また、公文書管理法4条各号のその余の規定をみても、いずれも本件
には該当しない。

したがって、内閣情報官は、内閣官房文書管理規則6条1項、公文書
管理法4条によって、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報
を記録した行政文書を作成する義務を負うことはなく、現に、作成して
いない。

(イ) また、内閣官房文書管理規則6条1項は、「職員は、文書管理者の指
示に従い、公文書管理法第4条の規定に基づき、同法第1条の目的の達
成に資するため、内閣官房における経緯も含めた意思決定に至る過程並

びに内閣官房の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と規定し、2項は、「前項の場合において、別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。」旨規定するが、前記(ア)のとおり、会員任命事務及び会員推薦事務のいずれについても、内閣官房の所掌事務ではなく、内閣官房文書管理規則6条1項に基づき内閣官房において文書を作成しなければならない場合に当たらないから、「前項の場合において」に該当せず、上記規定は適用の前提を欠く。

加えて、被告準備書面(1)第1の1(1)イ(17ないし21ページ)のとおり、内閣情報官は、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務及び特定秘密の保護に関する事務を掌理するとされ(内閣法19条2項)、内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務並びに特定秘密の保護に関する事務を所掌している(内閣官房組織令4条1項1号及び2号)が、上記の掌理又は所掌する事務には、会員任命事務は含まれていない。

したがって、内閣情報官は内閣官房文書管理規則6条1項によって、内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報記録された行政文書を作成すべき義務を負うことはなく、現に、作成していない。

イ 内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を取得していないこと

前記(1)ア及びイのとおり、内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌しておらず、内閣情報官は、本件総合調整事務に関与していない。

したがって、内閣情報官は、会員推薦事務及び会員任命事務に関する保有個人情報が記録された行政文書を取得しておらず、そうである以上第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を取得していない。

(3) 内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補が第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報を保有しているとの第2事件原告らの主張には理由がないこと

ア 内閣官房において第2事件原告らが開示を請求する各保有個人情報の作成保存義務を負う旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと

(7) 第2事件原告らは、令和2年改選における第2事件原告らの任命拒否に内閣官房副長官が関わったことは甲B第18号証から明らかであるところ、本来、会員任命事務に関与しない内閣官房が関与したことは、「内閣総理大臣の任命は形式的」であるとの確立した有権解釈に反し、日本学術会議法違反の疑いが強いものであることから、極めて「重要」であると同時に極めて「異例」な事項であった」(第2事件訴状31ページ)のであり、たとえ内閣官房文書管理規則別表第1に掲げられた業務に令和2年改選に係る業務が掲載されていなかったとしても、同備考五により、内閣官房において行政文書の作成保存義務を免れるものではない旨主張する(第2事件訴状29ないし32ページ)。

(1) 第2事件原告らの前記(7)の主張は、昭和58年5月12日、第98回国会参議院文教委員会において中曽根康弘内閣総理大臣(当時)が「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。」などと答弁したこと、及び、行政文書管理ガイドラインにおいて、「通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合

など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」(乙A1・18ページ)とされていることを踏まえてのものと考えられる。

(ウ) しかし、第一に、内閣総理大臣による会員の任命は形式的なものであり、会員の任命に当たっては、日本学術会議からの自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま任命することになっている旨の昭和58年の日本学術会議法一部改正当時の大臣答弁は、日本学術会議から日本学術会議法の要件を満たす等適切な者が、任命を要する数だけ推薦されるという前提の下に任命するという、当時の政策的意思をも含めて述べたものであり、内閣総理大臣が推薦された者を任命しないという状況があり得ることを排除しているわけではない。

これらの答弁をも踏まえて、平成30年に、内閣法制局と日本学術会議事務局の間で整理された日本学術会議法17条の解釈は、「内閣総理大臣による会員の任命は、推薦された者についてなされねばならず、推薦されていない者を任命することはできない」が、「憲法第15条1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならぬ」ことから、「内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」(甲A58・1ないし5ページ)というものである。これが、上記に引用した「当時の中曽根総理の答弁も含めて、国会でのやりとり等なども踏まえた上で一貫した」ものであることは、大臣答弁によっても繰り返し説明されている(乙A11・4ページ)。

このように、日本学術会議法についての「確立した有権解釈」は、内

閣総理大臣に、日本学術会議法17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまではいえないというものであって、内閣総理大臣が推薦された者を任命しないという状況があり得ることを排除しているわけではない。

したがって、令和2年改選に当たり第2事件原告ら6名が任命されなかったことが、確立した有権解釈に反するとか、日本学術会議法に違反する旨の第2事件原告らの前記(7)の主張は前提を誤るものである。また、以上のとおりであるから、令和2年改選に当たり第2事件原告ら6名が任命されなかったことが、確立した有権解釈に反し、日本学術会議法に違反する疑いが強いことを理由に、「重要」であると同時に極めて「異例」な事項であったとか、「異例な取り扱い」であったとする第2事件原告らの前記(7)の主張は理由がない。

(E) 以上をおいても、日本学術会議会員の任命は、内閣府の長たる内閣総理大臣が行うものであって、「内閣府の職員の任免」に関することとして内閣府大臣官房が所掌しており、内閣官房は本件総合調整事務に関与しておらず、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官において、第2事件各開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得することがないことは、前記(1)及び(2)のとおりである。

また、内閣官房における文書管理規定等に照らし、内閣官房において前記(7)の保有個人情報が記録された行政文書を仮に取得することがあったとしても、同文書が保存されていることはない。

すなわち、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官(以下、内閣官房長官と内閣官房副長官を合わせて、「内閣官房長官等」という。)が、各行政機関から、当該行政機関の事務等について説明や報告を受けた場合であって、それが当該行政機関の政策立案や事務及び事業の実施

の方針等に影響を及ぼす打合せ等であるとき等の要件に該当する場合には、その記録については、公文書管理法及び行政文書管理ガイドラインを踏まえ当該行政機関が定める行政文書管理規則の規定に基づき、当該行政機関の責任において、文書を作成することとされている。そして、内閣総理大臣官邸各室においては、各行政機関から様々な説明・報告を受ける立場にあることから、説明資料等の文書が多数取り扱われるが、同文書は、いずれも説明等を行う各行政機関においてその正本・原本を管理することとなる。そこで、内閣官房においては、同文書について、内閣官房文書管理規則7条9項各号に定められた、保存期間を1年未満とすることができる文書の類型のうち、同項1号の「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」に該当するものとして、当該説明等の使用目的終了後、遅滞なく廃棄する取扱いとしている。そして、公文書管理法及び内閣官房文書管理規則等上、このような行政文書の廃棄については、その経緯に関する記録を残すことまでは求められていない。

そのため、内閣総理大臣や内閣官房長官等が、内閣府又は日本学術会議から日本学術会議会員の推薦や任命について説明等を受けた場合であって、それが、当該推薦や任命に係る事務に影響を及ぼす打合せであるとき等の場合、その記録については、内閣府における意思決定に至る過程を合理的に跡付け・検証することができるよう、内閣府において必要に応じ文書を作成・保存することになる。したがって、公文書管理法等上、令和2年改選に関して必要な文書については、会員の任命に関する事務を担当する内閣府大臣官房において、会員候補者の推薦に関して必要な文書については、推薦に関する事務を担当する日本学術会議において、必要に応じて各意思決定に至る過程を合理的に跡付け・検証ができる文書を作成・保存することになる。

そして、仮に、内閣総理大臣や内閣官房長官等が、内閣府大臣官房又は日本学術会議事務局から、令和2年改選に関する説明等を受け、その際に説明資料等の文書を取得していたとしても、内閣官房においては、上記のとおり、同文書について、内閣官房文書管理規則7条9項1号に該当するものとして、当該説明等の終了後、遅滞なく廃棄することとなる。

したがって、内閣官房(内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官)は、第2事件原告らの各開示請求時点において、各請求対象となる保有個人情報を持っていない。

(オ) なお、被告準備書面(1)第2の1(3)ウ(ア)(56ページ)のとおり、本件総合調整事務は、内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行ったものである(内閣法12条2項4号及び5号)が、前記(1)及び(2)のとおり、そもそも内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、いずれも本件総合調整事務に関与していない。

(カ) したがって、第2事件原告らの前記(ア)の主張は理由がない。

イ 内閣官房における探索が不十分であるともいえないこと

(ア) 第2事件原告らは、第2事件被告は、第2事件各開示請求に係る文書につき、どのような探索をし、情報審査会にどのような報告をしたかについて、具体的に主張立証する責任を負うとか、一方当事者である内閣官房による探索だけでは探索を尽くしたといえないのであって、文書不存在を認定するには不公平、不十分である旨主張する(第2事件訴状35ページ)。

(イ) しかし、第2事件原告らの各開示請求を受けて、内閣総務官室においては内閣総務官室及び官邸各室の、内閣官房副長官補においては副長官補及びその下にある各室の、それぞれ執務室内の机、書庫、共有フォル

ダ及び電子メールの探索を行ったが、該当保有個人情報の存在は確認されなかった。

加えて、内閣情報調査室(内閣情報官を含む。)でも、第2事件原告らの各開示請求を受けて、執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールについて探索を行ったが、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。

以上のような探索の範囲は、本件の具体的事情の下で十分なものである。情報審査会においても、探索の範囲について「不十分とはいえ」ないとされている(甲B10・45ページ)。

そもそも、前記(1)及び(2)のとおり、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していない。また、内閣総理大臣又は内閣官房長官等が、内閣府又は日本学術会議から令和2年改選に関する説明等を受け、その際に説明資料等の文書を仮に取得することがあったとしても、当該文書は、内閣官房としては、内閣官房文書管理規則7条9項1号に該当するものとして、当該説明等の終了後、遅滞なく廃棄している。内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官が上記探索を行ったにもかかわらず、探索範囲や探索方法等が不十分であるというのであれば、第2事件原告らにおいて、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官が当該文書を保有していることを具体的に主張立証すべきであるところ、そのような主張立証はされておらず、第2事件原告らは、抽象的に探索範囲や探索方法等が不十分である旨主張するにすぎない。

(ウ) したがって、第2事件原告らの前記(ア)の主張は理由がない。

ウ 小括

以上のとおりであるから、第2事件原告らの主張はいずれも理由がなく、

内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補が第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報保有していることが認められるものではない。

(4) まとめ

以上によれば、第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報を保有していないことを理由とする内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし本件処分18)、内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし本件処分24)及び内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし本件処分30)は、いずれも適法である。

6 理由付記の不備の違法をいう第2事件原告らの主張は理由がないこと

- (1) 第2事件原告らは、各保有個人情報を保有していないこと(不存在)を理由とする不開示決定(本件処分13ないし30)について、不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、なぜ開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書が存在しないかについても理由として付記することが求められるところ、上記各処分に係る決定書にはこれらの記載が全くされていない点で、理由付記の違法がある旨主張する(第2事件訴状33及び36ページ)。
- (2) 被告準備書面(1)第3の6(2)(91及び92ページ)のとおり、行政手続法8条1項本文が、行政庁が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせることで不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されること、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否

及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである(最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081ページ)。

- (3) この点、上記各処分に係る各決定通知書の「開示をしないこととした理由」欄には、開示請求に係る保有個人情報保有していない旨が記載されているところ(甲B1ないし3、29ないし43)、このような記載によれば、これに接した開示請求者において、不開示とする根拠について理解することができるものといえる。したがって、本件処分13ないし30に係る各決定通知書における不開示決定の理由の記載につき、行政手続法8条1項本文に直ちに違反するものとはいえない。
- (4) 第2事件原告らは、文書の不存在を理由とする不開示決定においては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる旨主張するが、上記各処分に係る各決定通知書における不開示決定の理由の記載の程度であっても、開示請求者の不服申立てをするに当たり支障があるとはいえず、行政手続法8条1項の趣旨に照らせば、第2事件原告らが主張する程度まで当然に理由付記が求められるとはいえない。
- (5) 以上によれば、第2事件原告らの前記(1)の主張は理由がない。

第2 第2事件原告らの各損害賠償請求について

1 国賠法上の違法の意義

被告準備書面(1)第4の1(93ページ)のとおり、公務員の行為に国民の権利ないし利益を侵害するところがあったとしても、そのことから直ちに同項の違法との評価を受けるものではなく、当該公務員が、個別の国民との関係で職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め

得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当であるとされている。

2 第2事件原告らの主位的請求は、職務上の法的義務違反がなく理由がないこと

第2事件原告らは、文書不存在を理由とした不開示処分については、第2事件被告が文書の不存在を立証できない限り、文書が存在するにもかかわらずなされたものであって、第2事件原告らの、「プライバシー権に基づいて自己情報コントロール権を具体化した自己情報開示請求権の行使、ひいては自己情報訂正等請求権及び自己情報利用停止等請求権」を侵害される違法な「公権力の行使」であり、これにより、第2事件原告らは、それぞれ精神的苦痛を被ったと主張する(第2事件訴状42及び43ページ)。

しかし、文書の存在についての立証責任は、前記第1の1(5)のとおり、第2事件原告らが負うから、「被告が文書の不存在を立証できない限り」文書不存在を理由とした不開示処分が国賠法上違法となる旨の第2事件原告らの主張は、前提において誤っている。

以上をおいても、本件処分13ないし30に係る第2事件原告らの各開示請求に係る保有個人情報、いずれも不存在であることは、前記第1の5のとおりであるから、第2事件原告らの保有個人情報が存在するにもかかわらず保有個人情報の不存在を理由とした不開示決定がなされた旨の第2事件原告らの主張は、前提を欠く。そして、第2事件に係る各行政庁が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記各処分(本件処分13ないし30)をしたと認め得るような事情は認められないから、この点においても、国賠法上違法であるとはいえない。

したがって、第2事件原告らの国賠法1条1項に基づく主位的請求は、理由がない。

3 第2事件原告らの予備的請求は、職務上の法的義務違反がなく理由がないこと

(1) 第2事件原告らは、内閣官房は、公文書管理法等に基づき、いずれも第2事件原告らの各開示請求に係る各保有個人情報の対象範囲とされた文書の作成・保存義務を負っているところ、仮に文書不存在が真実であれば、被告は公文書管理法、情報公開法その他の関係法令に明白に違反したのであって、これにより第2事件原告らは、理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益を著しく侵害され精神的苦痛を被ったと主張する(第2事件訴状43ないし47ページ)。

なお、第2事件原告らは、「2020年の日本学術会議会員の任命に係る自己に関して保有している一切の文書」に該当するものとして、内閣法制局と関係機関との打合せ等の過程・内容を示すものが考えられる、国会答弁の際の想定問答集といったものも考えられるなどとも主張する(第2事件訴状44及び45ページ)。

(2) しかし、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、いずれも会員任命事務を所掌しないことから、当該事務に係る文書を作成すべき義務はなく、また、本件総合調整事務にも関与していないことから、関係する文書を取得もしていないことは、被告準備書面(1)第3の3(71ないし81ページ)及び前記第1の5のとおりである。したがって、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官においては、公文書管理法及びこれを受けて規定された各種の内規に基づく行政文書の作成義務及び保管義務のいずれにも違反していない。

また、一般論として、内閣総務官室、内閣官房副長官補又は内閣情報調査室(内閣情報官を含む。)が所掌する事務について、内閣総理大臣及び内閣官房長官による国会答弁や内閣官房長官による記者会見、質問主意書に対する

答弁を行う場合は、想定問答や答弁書案等の文書を作成することとなるものの、令和2年任命に関する事務は、内閣府(会員候補者の推薦に関する事務は、日本学術会議)が所掌しており、内閣総務官室、内閣情報調査室(内閣情報官を含む。)又は内閣官房副長官補が所掌する事務について答弁・会見を求められる等の事情はなかったことから、本件答弁等文書は、内閣総務官室、内閣情報調査室又は内閣官房副長官補は作成していない。

さらに、内閣府大臣官房は、会員任命事務を所管することから、内閣府本府における経緯も含めた、内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行政文書を作成すべき義務を負っており、被告準備書面(1)第3の4(1)ア(7)(82及び83ページ)の各文書を作成・保管していたものであるが、令和2年改選に当たり、日本学術会議が推薦する一部の日本学術会議会員候補者を任命しないことは、専ら内閣総理大臣において判断されたものであって、内閣府大臣官房は、任命しないこととする会員候補者を自ら選出したものではなく、上記各文書のほか、第2事件各開示請求に係る文書の作成をしておらず、取得もしていない。

(3) 以上のとおり、内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補には、いずれも公文書管理法等の定める文書作成・保存義務への違反はなく、第2事件原告らの主張は理由がない。

4 小括

以上のとおり、第2事件に係る上記各処分(本件処分13ないし30)について国賠法上の違法性は認められないから、第2事件原告らの各損害賠償請求にはいずれも理由がない。

第3 結語

よって、第2事件原告らの訴えのうち第2事件に係る本件各義務付けの訴えは不適法であるから却下されるべきであり、第2事件原告らのその余の請求はいずれも理由がないから棄却されるべきである。

以 上